

●届出申請に必要となる書類

No.	提出書類	備考	根拠法令
1	「外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出書（C-9120又はC-9123）」 【記載事項】 ・届出者の住所又は居所及び氏名又は名称 ・特定保税承認者の承認年月日 ・届出蔵置場の名称、所在地、構造、棟数及び延べ面積 ・届出蔵置場に置こうとする貨物の種類 ・特定保税承認者の承認税関及び承認番号 ・営業用又は自家用の別	（※）届出蔵置場の所在地や建物の構造等について、建物登記事項証明書等を確認のうえ正確に記載していただく必要	関税法第50条第1項 関税法施行令第41条第1項 関税法施行規則第4条の3 関税法基本通達50-1
2	届出蔵置場及びその付近の図面	例）求積図、立面図、平面図	関税法第50条第1項 関税法施行令第41条第2項第1号
3	届出蔵置場としての利用見込書	届出蔵置場の届出予定日（月）から1年間程度の見込	関税法第50条第1項 関税法施行令第41条第2項第2号
4	貨物の保管規則及び保管料率表	届出蔵置場が営業用のものである場合	関税法第50条第1項 関税法施行令第41条第2項第3号 関税法基本通達50-1(2)イ（同通達42-8(1)ロ）
5	業務委託契約書	外国貨物の蔵置等に関する業務の一部を他の者に委託する場合	関税法第50条第1項 関税法施行令第41条第2項第4号 関税法施行規則第4条の4第1号
6	賃貸契約書	届出場所に係る土地又は建物を賃借する場合	関税法第50条第1項 関税法施行令第41条第2項第4号 関税法施行規則第4条の4第2号
7	NACCS利用承諾書（又は利用申込書）	届出場所における外国貨物の蔵置等に関する業務を電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことができることを確認	関税法第50条第1項 関税法施行規則第4条の2第1号
8	法令遵守規則	届出場所における外国貨物の蔵置等に関する業務を法第五十一条第三号（承認の要件）に規定する規則に基づき、適正かつ確実に遂行できることを確認 （※）届出蔵置場の申請に当たり、承認時の内容に変更が生じるものについては、「特例輸入者等 承認・認定 内容変更届（C-9030）」と併せて提出していただく必要	関税法第50条第1項 関税法施行規則第4条の2第2号 （※）関税法第50条第3項 関税法施行令第42条第5項 関税法基本通達50-6
	保税業務手順書		
	組織図		
	緊急連絡体制図		
	保税業務担当者名簿（責任者・実務担当者）		
主要従業員の履歴 主要従業員にかかる記録媒体（csvデータ）			
9	セキュリティに関する資料	届出場所の所在地及び周辺の地域における道路、港湾、空港その他の交通施設が整備されており、かつ、当該届出場所について外国貨物又は輸出しようとする貨物の保全のための措置を講じていることを確認 （※）届出蔵置場の申請に当たり、承認時の内容に変更が生じるものについては、「特例輸入者等 承認・認定 内容変更届（C-9030）」と併せて提出していただく必要	関税法第50条第1項 関税法施行規則第4条の2第3号 （※）関税法第50条第3項 関税法施行令第42条第5項 関税法基本通達50-6

※ 特定保税承認者の承認を受けている場合に、届出申請に必要な書類を掲載しています。
 ※ 上記書類について、届出申請に係る内容が既に提出されているものと同様であることが確認できる場合には提出は不要ですが、その場合には提出に代えて提出した書類の提出日や提出官署を担当するAE0部門にお伝え下さい。
 ※ 届出の受理後、届出に係る場所は保税蔵置場の許可を受けたものとみなされます。
 ・届出書の記載内容（届出蔵置場の所在地や建物の構造等）について公告を行うことから、確認のために建物登記事項証明書等の提出をお願いする場合があります（関税法基本通達50-8）。
 ・その後の保税業務に係る手続きを主要な従業者等に委任する場合には、当該手続きの際、包括的な委任状の提出が必要となります（関税法基本通達42-8(2)ニ）。